政 委 第 27 号 平成20年11月26日

文部科学省独立行政法人評価委員会 委員長 渡邉 正太郎殿

政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 大橋 洋治

平成19年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成20年8月28日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成19年度に係る業務の実績に関する評価の結果について(通知)」等に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の給与水準及び総人件費改革に関する評価の結果について別紙2のとおり、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例について別紙3のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、契約の適正化に係る評価の結果については、当委員会において引き 続き検討の上、別途通知いたします。

当委員会としては、平成19年7月11日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」、平成20年7月14日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成19年度業務実績評価の取組について」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成19年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見

平成19年度における文部科学省所管26法人(国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター、日本原子力研究開発機構、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務))の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

(評価の基準の明確化等)

・ 評価の基準の明確化等については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会を含む各府省の独立行政法人評価委員会に対して、「評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてより分かりやすく説明すべきである。」との指摘を行ったところである。

各府省の独立行政法人評価委員会の中には、評価指標の具体化、評定を付す単位 (以下「評定単位」という。)の細分化、法人共通の評価事項(例えば、欠損金、剰 余金の適正化等)の設定、総合評価の考え方の統一など、評価結果を分かりやすく 説明するための取組を行っているところがみられる。

一方、各府省の独立行政法人評価委員会の平成19年度の評価結果をみると、評価結果を分かりにくくしている要因として、以下のようなものがあると考えられる。

貴委員会においては、評価結果を分かりやすく説明するために、これらについて 考慮した説明を行うべきである。

- i) 同一の評価事項(例:「契約の適正化」など)であっても、法人によって、評 定単位が詳細なもの・概括的なものが混在している。
- ii) 複数の業務を併せて評定する場合において、各業務のウエイトの付け方が不 統一である。
- iii) 評定に際して、目標の達成(進捗)が法人の努力によるものか、外的要因によるものかがあいまいである。
- iv) 評定記号の意味する評語として「おおむね」等の多義的な用語が使われているが、その意味が不明確である。

(保有資産)

・ 保有資産の見直し状況の評価については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)Ⅲ-1-(2)「保有資産の見直し」において、「保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。」こととされており、貴委員会においても、整理合理化計画において平成19年度中に処分等することとされた実物資産の処分等の取組状況についての評価が行われている。

各府省の独立行政法人評価委員会の中には、整理合理化計画において処分等することとされている資産以外の資産についても、主要な固定資産についての固定資産一覧表等に基づく監事監査や減損会計の情報等を活用した評価を行っているところもあり、今後、法人の保有資産の見直しの取組に関する評価を行う際には、このような取組も参考にしつつ評価を行うことが望ましい。

(官民競争入札等)

・ 官民競争入札等については、整理合理化計画III-1-(3)「官民競争入札等の積極的な適用」において、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。」こととされており、貴委員会においても、整理合理化計画及び「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成19年度中に官民競争入札等の導入等が決定されている法人の業務について、その取組状況等の評価が行われている。

各府省の独立行政法人評価委員会の中には、評価項目(予算、収支計画及び資金計画)の評価指標の一つに「官民競争入札等の活用について、検討が適切に行われているか。」を設定し評価を行っているところなどもみられる。今後、官民競争入札等の活用に関する評価を行う際には、このような取組も参考にしつつ評価を行うことが望ましい。

(内部統制 (コンプライアンス体制の整備))

・ 内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画III-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであり、貴委員会においてもコンプライアンス体制の整備状況を中心とした評価がおおむね行われている。

各府省の独立行政法人評価委員会の中には、コンプライアンス体制の整備状況の評価にとどまらず、コンプライアンスを実践するための具体的手引書である「コンプライアンス・マニュアル」の策定及び活用、職員に対する研修の実施、内部監査結果等のマネジメントレビューへの反映等の状況を明らかにさせて評価を行っているところもある。内部統制に係る今後の評価に当たっては、このような取組も参考にしつつ、内部統制の体制の整備状況の評価のみならず内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況についての評価を行うことが望ましい。

(給与水準及び総人件費改革)

給与水準及び総人件費改革については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定。)4-(1)-ウー①-(エ)及び整理合理化計画Ⅲ-1-(4)-③において、事後評価における厳格なチェックが求められている。

給与水準に関しては、整理合理化計画Ⅲ-1-(4)-①-イ及びウの趣旨を踏まえると、評価に当たって、以下のような取組を行う必要があると考えられる。

- 1 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、
 - ① 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか

- ② 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか という観点からの検証を行い、給与水準の適正化に向けた法人の取組を促す評価 を行うこと
- 2 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損のある法人について、

給与水準について十分な説明責任を果たすことが求められており、特に、国家 公務員と比べて給与水準が高い場合、国民の理解を得ることがより困難と考えら れることから、評価に当たっては、法人の説明を踏まえてより慎重に給与水準の 適切性の検証に取り組むこと

また、総人件費改革については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第53条等に基づき、各法人において平成18年度からの5年間で5%以上の削減を基本とする取組を行うことが求められている。この取組についての評価を行うに当たっては、これまでの取組の状況と5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を明らかにした上で法人の取組を促す評価を行うことが必要であると考えられる。

以上の認識のもとに、今回、当委員会において、給与水準及び総人件費改革に関する各府省の独立行政法人評価委員会等の評価の取組について横断的に分析をしたところであり、その結果は別紙2のとおりである。

この分析結果を踏まえ、個別法人の評価に関し、特に改善を要すると考えられる 点については、当該法人の項において個別に指摘している。給与水準及び総人件費 改革に関する今後の評価に当たっては、当該個別法人についての意見を踏まえると ともに、個別に指摘した法人に限らず文部科学省所管法人について、別紙2に記載 の考え方を踏まえて評価に取り組まれたい。

(利益剰余金)

・ 大学入試センター、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、日本スポーツ振興センター(一般勘定及び免責特約勘定)、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、国立高等専門学校機構及び日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)については、平成19年度末で利益剰余金が1億円以上計上されているが、利益剰余金の発生要因が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を業

務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人大学入試センター】

・ インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業について、利用 件数が年々減少していることから、その効果を明確にさせた上で評価を行うべきであ る。

【独立行政法人国立青少年教育振興機構】

・ 現在27ある青少年交流の家及び青少年自然の家については、整理合理化計画において、「青少年教育上の役割を踏まえつつ、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、青少年教育事業の実施状況や稼働率等を基に有用性・有効性等を総合的に検証し、その結果を踏まえ平成22年度までに、施設の廃止・統合、共同利用等の必要な整理合理化を行う。」こととされていることを踏まえ、今後の評価に当たっては、個々の施設の有用性・有効性等の検証についても評価を行うべきである。

【独立行政法人国立女性教育会館】

・ 内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画III-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成19年度の評価結果をみると、コンプライアンス体制の整備状況の評価が行われていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況の評価が行われていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況の評価を行うべきである。

【独立行政法人国立科学博物館】

・ 平成19年度に交付された運営費交付金約32.2億円のうち、年度末の運営費交付金

債務残高が約6.8億円(交付額の約21.3%)となっており、財務諸表においてその発生要因は明らかにさせているものの、業務運営に与える影響について業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、運営費交付金の執行状況が業務運営に与える影響についても業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【独立行政法人物質・材料研究機構】

・ 内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成19年度の評価結果をみると、コンプライアンス体制の整備状況の評価が行われていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況の評価を行うべきである。

【独立行政法人放射線医学総合研究所】

・ 本法人の総人件費改革の取組については、役員の報酬等及び職員の給与水準に関する情報の公表(以下「給与水準等公表」という。)によると、平成17年度の基準値3,699,484千円に対し19年度3,860,629千円(3.7%の増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が評価結果において明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2 (2-イ) 参照)

【独立行政法人国立美術館】

・ 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成17年度の

基準値1,016,475 千円に対し19 年度1,023,416 千円(0.0%増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が評価結果において明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2 (2-イ) 参照)

【独立行政法人科学技術振興機構】

・ 文献情報提供事業は、当期損益については「経営改善計画」の中で示された「今後 5年間の財務見通し」を上回っているが、経常収益については下回っている。

同事業については、遅くとも平成21年度までに単年度黒字を達成することとされて おり、民間も含め他の機関が有するデータベースと重複するものや収益性が乏しいも のを廃止するとの視点にも留意しつつ、経営改善に向けた収益性の改善や経費の削減 に係る取組について、引き続き評価を行うべきである。

・ 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で122.3 (事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。

これについては、評価結果において「人件費については、職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)が減少しているものの、引き続き、国家公務員の給与水準に比べて高くなっているため、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、今後ともその要因について十分に分析、検証を行い、所要の措置を講ずるべきである。」と記載されている。

しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(最先端の研究開発動向に通じた専門能力の高い高学歴な職員の比率が高いこと)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。

今後の評価に当たっては、別紙2 (1-(1)-アー(ア)、(イ)、(ウ)、(エ))を踏まえ、 法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その 結果を評価結果において明らかにすべきである。

【独立行政法人日本学術振興会】

・ 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で119.0 (事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。

その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、① 職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(住居手当の受給者割合の高さ等)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、②についての言及はなされているが、①及び③に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

【独立行政法人理化学研究所】

・ 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国 民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指 摘を行っている。

本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で122.4 (事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。

これについては、評価結果において「理研の給与水準のあり方について、更に検討するべき」と記載されている。

しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(法人の運営体制の特殊性、福利厚生面での比較等)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(イ)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その

結果を評価結果において明らかにすべきである。

【独立行政法人宇宙航空研究開発機構】

・ 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で123.4 (事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。

その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、① 職員の学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(特殊法人時代の給与水準の高さ等)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①についての言及はなされているが、②及び③に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、別紙2 (1-(1)-ア-(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

- ・ スポーツ振興投票業務については、助成財源を確保することが本来の目的であることにかんがみ、売上高のみならず、経費の適切性・効率性についても検証した上で、 助成財源の確保状況について評価を行うべきである。
- ・ 災害共済給付勘定において、平成19年度末で繰越欠損金が約22.3億円計上されているが、繰越欠損金の発生要因が明らかにされていない。一方、評価結果において、「予算(人件費の見積を含む)、収支計画及び資金計画」の評定はA評定(中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。)と評価されているが、繰越欠損金については言及されていない。今後の評価に当たっては、繰越欠損金の発生要因を明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国 民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指 摘を行っている。

本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で111.3 (事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。

その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、① 職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(特殊法人時代の給与水準、住宅 手当の受給者割合の高さ等)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①についての言及はなされているが、②に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-アー(エ))を踏まえ、法人の説明が国 民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果 において明らかにすべきである。

【独立行政法人日本学生支援機構】

・ 奨学金貸与事業において財団法人日本国際教育支援協会が実施する機関保証業務については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成 18 年 11 月 27 日)において、保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証するものとされている。

平成19年度においては、保証機関の健全性確保のための状況把握及び妥当性を検証する仕組みの検討の状況が業務実績報告書等に記載され、他機関の検証制度の調査や「機関保証制度検証委員会」の設置に向けた取組について評価が行われている。

今後の評価に当たっては、16年度の制度開始時に加入した4年制大学の新規返還者が発生することを踏まえ、毎年度機関保証の妥当性の検証について評価を行うべきである。

・ 国際交流会館については、平成19年度において、市場化テストの実施状況、入居率 や施設の稼働率の状況等について評価が行われている。今後は、本法人の主要な事務 及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成18年11月27日)において、現存する施 設についても、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テス トの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設から順次廃止する等 との指摘を踏まえ、次期中期目標・中期計画以降の中長期的な方針及び取組状況につ いて評価を行うべきである。

・ 目的積立金について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成19年度の評価結果をみると、約52.4億円の当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない理由等が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を業務実績報告書等で明らかにさせるべきである。

【独立行政法人海洋研究開発機構】

- ・ 平成19年度末で繰越欠損金が約3.5億円計上されているが、繰越欠損金の発生要因及び解消に向けた取組状況が明らかにされていない。一方、評価結果において、「予算(人件費の見積を含む)、収支計画及び資金計画」の評定はA評定(中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。)と評価されているが、繰越欠損金については言及されていない。今後の評価に当たっては、繰越欠損金の発生要因及び解消に向けた取組状況を明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- ・ 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国 民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指 摘を行っている。

本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で116.4 (事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。

その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、① 職員の学歴構成、②管理職割合の高さが挙げられている。しかしながら、評価結果に おいて、①についての言及はなされているが、②に関して、法人の説明の合理性の検 証状況が明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、別紙2 (1-(1)-r-(1)) を踏まえ、法人の説明が国

民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果 において明らかにすべきである。

【独立行政法人大学評価·学位授与機構】

・ 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国 民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指 摘を行っている。

本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で102.8 (事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。

その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、① 職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(異動保障受給比率が高いこと) が挙げられている。しかしながら、評価結果において、②についての言及はなされているが、①に関して法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、別紙2 (1-(1)-ア-(イ)) を踏まえ、法人の説明が国 民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果 において明らかにすべきである。

また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-p-(4))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれたい。

【独立行政法人メディア教育開発センター】

- ・ 目的積立金について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成19年度の評価結果をみると、約11百万円の当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない理由等が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を業務実績報告書等で明らかにさせるべきである。
- ・ 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成17年度の

基準値772,489千円に対し19年度767,502千円(1.3%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-イ)参照)

【独立行政法人日本原子力研究開発機構】

・ 高速増殖原型炉「もんじゅ」については、平成7年12月に発生した2次主冷却系ナトリウム漏えい事故を契機に現在もなお停止状態にある。

平成19年度の評価結果においては、「中期計画通りに履行し、中期目標の達成に向けて順調に実績を上げている。引き続き、もんじゅの本格運転再開に向けた準備、信頼性向上に向けた着実な取組を期待する。」等として、評定がA(中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。)とされている。

今後の評価に当たっては、現在もなお停止状態にあり、毎年度多額の経費を要していることも踏まえ、より厳格に評価を行うべきである。

・ 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で119.7 (事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。

これについては、評価結果において「役職員の給与水準の適正化の観点から、人事院勧告に基づく期末手当の引上げの抑制等を行ったことにより、機構の給与水準の指数は着実に低下しており、今後とも適切な取組が行われることを期待する。」と記載されている。

しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与 水準が高い理由として、①管理職割合の高さ、②その他法人固有の事情(人材確保及 び類似業種の給与水準、人員構成、原子力研究開発の特殊性等)が挙げられているも のの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。

今後の評価に当たっては、別紙2 (1-(1)-アー(ア)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見

【独立行政法人日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振 興センター及び日本芸術文化振興会並びに日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)】

上記5法人及び日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成18年11月27日付け政委第23号、平成19年12月11日付け政委第27号及び平成19年12月21日付け政委第29号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格か つ的確な評価に努められたい。